

別表2 帯広市スポーツ振興事業補助金派遣補助基準

区分	補助の対象	補助基準				
帯広市中学校体育連盟	<p>1 帯広市中学校体育連盟が北海道大会及び全国大会に選手を派遣する場合は、右に掲げる基準に従って、その交通費等を補助するものである。</p> <p>2 補助対象人員として認めるのは、予選を通過し、又は定められた標準記録に達し代表権を得た者とする。ただし、予選のない大会については、出場資格のある者とする。</p> <p>3 前項の場合において、団体種目の補助対象生徒数については、大会開催要項に定める登録者数の範囲内とする。</p> <p>4 監督及び引率者については、各学校につき、個人競技にあつては1名、団体競技にあつては男女別種目ごとに1名を補助対象とする。ただし、複数校からなる連合チームについては、1チームにつき、1名を補助対象とする。</p> <p>5 個人と団体と重複する種目である場合は、重複して補助しない。</p> <p>6 主催団体等から交通費等の助成がある場合は、補助しない。</p> <p>7 前各項に定めるもののほか、特に事情等がある事項は、その都度協議し決定するものとする。</p>	<p>交通費及び宿泊費に係る補助金額は、最も経済的な通常の経路及び交通手段により下記の算定方法に基づき算定した金額と実費額（学割等の適用がある場合は学割等を適用した金額）のいずれか少ない額とする。</p> <p>算定方法</p> <p>(1) 交通費</p> <p>① 鉄道賃</p> <p>ア 片道 50km 未満の場合は、普通運賃のみとする。</p> <p>イ 片道 50km 以上の場合は、急行料金（特急及び新幹線を含む。）を加算する。この場合において、急行料金は利用時期に応じた額とする。</p> <p>② 車賃 路線バス又は貸切バスを利用した場合は、実費額とする。</p> <p>③ 船賃・航空賃（道外大会に限る。） 実費額とする。</p> <p>④ その他 やむを得ず自家用車等を利用する場合は、帯広市職員等の旅費に関する条例（昭和 28 年条例第 7 号）に規定する 2 等級の職員の車賃の例により算定した金額とする。</p> <p>(2) 宿泊費</p> <p>① 全道大会は 1 泊 4,500 円以内、全国大会（道外大会）は 1 泊 5,000 円以内とし、大会参加のために要する宿泊日数分とする。</p> <p>② 出発時刻は 6 時以降とし、帰着時刻は 22 時以前とする。</p> <p>③ 大会開会前の公式練習は、日程に含めるものとする。</p>				
	<p>※地区予選を伴わない全国大会</p> <p>備考 全国大会が道内で開催される場合の補助は、1/2とする。 (地元開催は対象外)</p>	内 容	参 加 人 員	内 訳	補 助 額	
団体派遣の場合 (監督 1 人含む)	6 人未満 6～10 人未満 10 人以上	1 団体につき // //	10,000 円 20,000 円 30,000 円	個人派遣の場合	1 人につき	5,000 円